

平成14年地域児童福祉事業等調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
1 保育所定員の弾力化の状況	3
2 短時間勤務の保育士の導入の状況	5
3 調理の業務委託の状況	6
4 保育所入所申込書の提出代行の状況	7
5 保育所に関する情報提供の状況	8
6 市町村の公有財産の保育事業実施者への貸付け等の状況	8
7 保育所の広域入所の状況	9
統計表	
1 保育所定員の弾力化等を実施している保育所の状況	11
2 市町村の保育所定員の弾力化等の状況	13
参考表	
市町村における保育所定員の弾力化等の前回調査（平成11年）との比較	17
用語の説明	18

平成14年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス（<http://www.mhlw.go.jp/>）

8 利用上の注意

(1) この調査の集計対象の「保育所」は、児童福祉法第39条に規定する保育所をいい、認可外保育施設は含まない。

(2) 表章記号の規約

計数がない場合	—
計数のあり得ない場合	・
減少数の場合	△

(3) この概況に掲載の数値は、四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

(4) この概況に掲載の数値は、東京都三宅村を除いたものである。

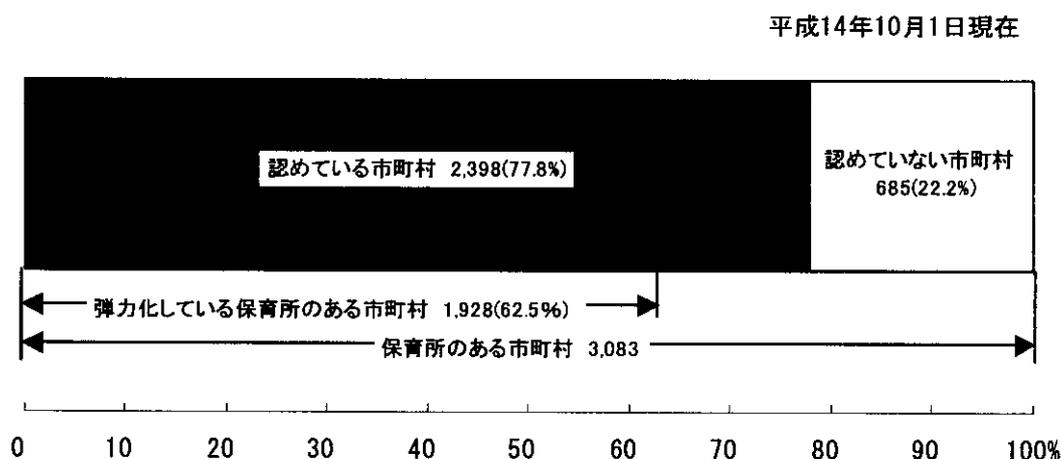
結果の概要

1 保育所定員の弾力化の状況

平成14年10月1日現在における、全国の市町村数は3,240である。保育所のある市町村数は3,083で、このうち、保育所定員の弾力化を認めている市町村は2,398(77.8%)で、定員の弾力化を認めていない市町村は685(22.2%)となっている。実際に定員の弾力化を実施している保育所のある市町村は1,928であり、保育所のある市町村の62.5%となっている(図1)。

定員の弾力化を実施している保育所数は12,479で、全国の保育所総数22,288の56.0%となっている。また、実施している保育所の定員は1,136,333人、入所児童数は1,291,983人となっている(P11,12統計表1)。

図1 保育所定員の弾力化の状況



保育所定員の弾力化の状況を市郡別にみると、「指定都市」では12市の全てで、「その他の市」では686市のうち659(96.1%)で、それぞれ弾力化を認めている。また、「郡部」では保育所のある2,385町村のうち1,727(72.4%)で弾力化を認めている(表1)。

表1 市郡別にみた保育所定員の弾力化の状況

平成14年10月1日現在

	総数	保育所のある市町村			保育所のない市町村
		総数	弾力化を認めている市町村	弾力化を認めていない市町村	
全国	3,240	3,083 (100.0)	2,398 (77.8)	685 (22.2)	157
指定都市	12	12 (100.0)	12 (100.0)	- (-)	-
その他の市	686	686 (100.0)	659 (96.1)	27 (3.9)	-
人口15万人以上の市	149	149 (100.0)	144 (96.6)	5 (3.4)	-
人口10万～15万人未満の市	85	85 (100.0)	85 (100.0)	- (-)	-
人口5万～10万人未満の市	227	227 (100.0)	218 (96.0)	9 (4.0)	-
人口5万人未満の市	225	225 (100.0)	212 (94.2)	13 (5.8)	-
郡部	2,542	2,385 (100.0)	1,727 (72.4)	658 (27.6)	157

注: 1) 人口は総務省「住民基本台帳人口(平成13年)」による。

2) 「郡部」は指定都市、その他の市以外。

実際に保育所定員の弾力化を実施している保育所数を公営・私営別にみると、実施割合は「私営」が80.8%、「公営」が36.3%と私営の方が高くなっている。

また、市郡別にみると、「人口10万～15万人未満の市」が69.3%、「人口15万人以上の市」が68.5%、「指定都市」が68.1%の順で、実施割合が高くなっている（表2）。

表2 市郡別にみた保育所定員の弾力化を実施している保育所数

平成14年10月1日現在

	保育所数			保育所定員の弾力化を実施している保育所数					
	総数	公営	私営	保育所数			実施割合(%)		
				総数	公営	私営	総数	公営	私営
全国	22,288	12,422	9,866	12,479	4,510	7,969	56.0	36.3	80.8
指定都市	2,171	866	1,305	1,478	414	1,064	68.1	47.8	81.5
その他の市	12,768	6,368	6,400	8,231	2,851	5,380	64.5	44.8	84.1
人口15万人以上の市	6,346	3,027	3,319	4,349	1,516	2,833	68.5	50.1	85.4
人口10万～15万人未満の市	1,601	745	856	1,110	396	714	69.3	53.2	83.4
人口5万～10万人未満の市	2,773	1,484	1,289	1,730	620	1,110	62.4	41.8	86.1
人口5万人未満の市	2,048	1,112	936	1,042	319	723	50.9	28.7	77.2
郡部	7,349	5,188	2,161	2,770	1,245	1,525	37.7	24.0	70.6

注: 1) 人口は総務省「住民基本台帳人口(平成13年)」による。
2) 「郡部」は指定都市、その他の市以外。

保育所定員の弾力化を認めていない685市町村の今後の予定をみると、「認める予定なし」の市町村が575(83.9%)、「現在検討中」の市町村が99(14.5%)となっている(表3)。

「現在検討中」及び「認める予定なし」の674市町村について、現在認めていない理由をみると、「待機児童がいないため、必要ない」の市町村が630(93.5%)となっている(表4)。

表3 定員の弾力化を認めていない市町村の今後の予定

平成14年10月1日現在

	総数	今後の予定		
		今年度中・次年度以降認める予定	現在検討中	認める予定なし
市町村数	685	11	99	575
構成割合(%)	100.0	1.6	14.5	83.9

表4 定員の弾力化を認めていない理由別市町村数(複数回答)

平成14年10月1日現在

	総数	現在認めていない理由				
		入所児童の処遇の低下を心配	保育所側の理解が得られない	市町村の財政が厳しい	待機児童がいないため、必要ない	その他
市町村数	674	41	10	30	630	19
割合(%)	100.0	6.1	1.5	4.5	93.5	2.8

2 短時間勤務の保育士の導入の状況

市町村における保育所の短時間勤務の保育士の導入についてみると、「公営・私営とも認めている市町村」は 1,474(47.8%)で、「私営は認めているが公営は認めていない市町村」は 275(8.9%)、導入することを「認めていない市町村」は 1,334(43.3%)となっている。また、実際に導入している保育所のある市町村数は 1,007 で、導入している保育所数は 4,352、短時間勤務保育士数は 12,869 となっている（表5）。

表5 短時間勤務の保育士の導入の状況

平成14年10月1日現在				
	市町村数	導入している保育所のある市町村数	導入している保育所数	短時間勤務保育士数
保育所のある市町村	3,083 (100.0)	1,007	4,352	12,869
公営・私営とも認めている市町村	1,474 (47.8)	861	3,734	11,257
私営は認めているが公営は認めていない市町村	275 (8.9)	146	618	1,612
認めていない市町村	1,334 (43.3)	.	.	.

短時間勤務の保育士の導入を認めていない 1,334 市町村について今後の予定をみると、「今年度中・次年度以降認める予定」の市町村が 32(2.4%)、「現在検討中」の市町村が 264(19.8%)、「認める予定なし」の市町村が 1,038(77.8%)となっている（図2）。

また、「現在検討中」及び「認める予定なし」の 1,302 市町村について、現在認めていない理由をみると、「入所児童の処遇の低下を心配」の市町村が 826(63.4%)、「保育所側の理解が得られない」の市町村が 137(10.5%)となっている（表6）。

図2 短時間勤務の保育士の導入を認めていない市町村の今後の予定

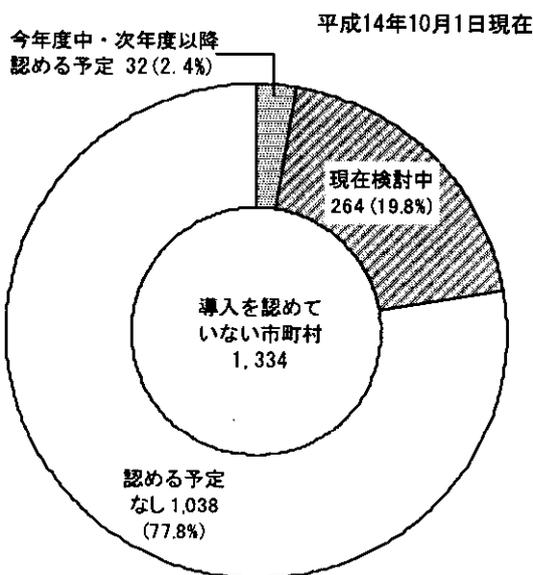


表6 短時間勤務の保育士の導入を認めていない理由別市町村数（複数回答）

平成14年10月1日現在				
	総数	現在認めていない理由		
		入所児童の処遇の低下を心配	保育所側の理解が得られない	その他
市町村数	1,302	826	137	454
割合 (%)	100.0	63.4	10.5	34.9

3 調理の業務委託の状況

市町村における保育所の調理の業務委託についてみると、「公営・私営とも認めている市町村」は 615(19.9%)で、「私営は認めているが公営は認めていない市町村」は 273(8.9%)、委託することを「認めていない市町村」は 2,195(71.2%)となっている。また、実際に委託している保育所のある市町村数は 303 で、委託している保育所数は 836 となっている（表 7）。

表 7 調理の業務委託の状況

	市町村数	平成14年10月1日現在	
		委託している保育所のある市町村数	委託している保育所数
保育所のある市町村	3,083 (100.0)	303	836
公営・私営とも認めている市町村	615 (19.9)	230	704
私営は認めているが公営は認めていない市町村	273 (8.9)	73	132
認めていない市町村	2,195 (71.2)	.	.

調理の業務委託を認めていない 2,195 市町村について今後の予定をみると、「次年度以降認めるとする予定」の市町村が 22(1.0%)、「現在検討中」の市町村が 221(10.1%)、「認める予定なし」の市町村が 1,952(88.9%)となっている（図 3）。

また、「現在検討中」及び「認める予定なし」としている 2,173 市町村について、現在認めていない理由をみると「給食の質の低下を心配」の市町村が 1,448(66.6%)、「保育所側の理解が得られない」の市町村が 229(10.5%)となっている（表 8）。

図 3 調理の業務委託を認めていない市町村の今後の予定

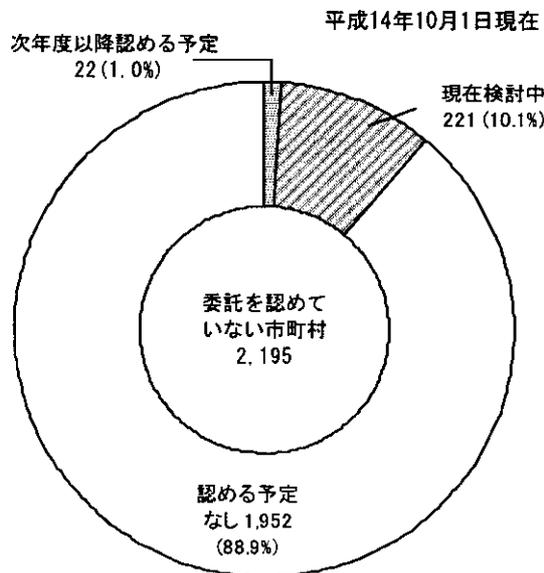


表 8 調理の業務委託を認めていない理由別市町村数（複数回答）

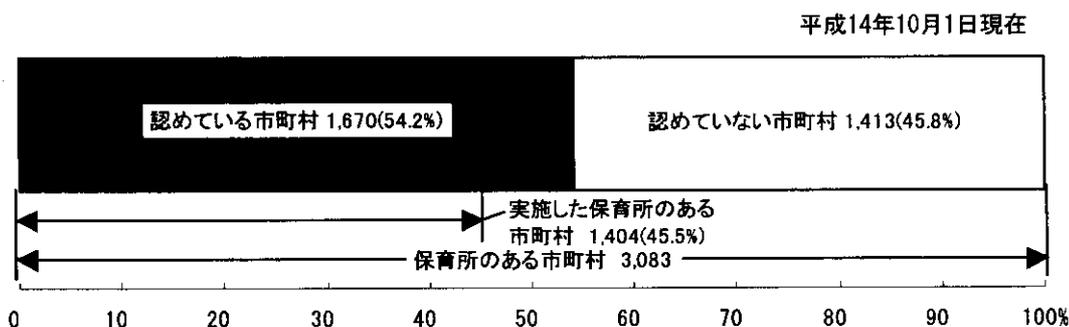
	総数	平成14年10月1日現在 現在認めていない理由		
		給食の質の低下を心配	保育所側の理解が得られない	その他
市町村数	2,173	1,448	229	774
割合 (%)	100.0	66.6	10.5	35.6

4 保育所入所申込書の提出代行の状況

市町村の保育所入所申込書の提出代行をみると、提出代行を認めている市町村数は 1,670 で、保育所のある市町村の 54.2%となっている。平成13年度中に実際に提出代行を実施した保育所のある市町村は 1,404 であり、保育所のある市町村の 45.5%となっている（図4）。

また、平成13年度中に提出代行を実施した保育所数は 11,663 となっている（P12統計表1）。

図4 保育所入所申込書の提出代行の状況



保育所入所申込書の提出代行を認めていない 1,413 市町村について今後の予定をみると、「今年度中・次年度以降認める予定」の市町村が 13(0.9%)、「現在検討中」の市町村が 162(11.5%)、「認める予定なし」の市町村が 1,238(87.6%)となっている（図5）。

また、「現在検討中」及び「認める予定なし」の 1,400 市町村について、現在認めていない理由をみると、「保護者からの希望がない」の市町村が 1,167(83.4%)、「保育所側の理解が得られない」の市町村が 109(7.8%)となっている（表9）。

図5 保育所入所申込書の提出代行を認めていない市町村の今後の予定

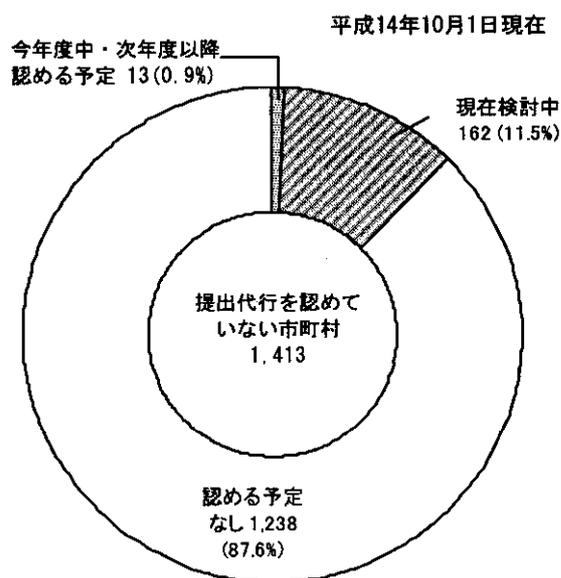


表9 保育所入所申込書の提出代行を認めていない理由別市町村数

(複数回答)

平成14年10月1日現在

	総数	現在認めていない理由		
		保護者からの希望がない	保育所側の理解が得られない	その他
市町村数	1,400	1,167	109	229
割合 (%)	100.0	83.4	7.8	16.4

5 保育所に関する情報提供の状況

市町村の保育所に関する情報提供の方法をみると、「市町村広報誌」を利用している市町村は2,521(81.8%)で、「パンフレット等」を利用している市町村は2,145(69.6%)となっている(表10)。

表10 保育所に関する情報提供の方法別市町村数(複数回答)

平成14年10月1日現在						
	総数	市町村広報誌	パンフレット等	インターネット	i-子育てネット	その他
市町村数	3,083	2,521	2,145	1,199	956	259
割合(%)	100.0	81.8	69.6	38.9	31.0	8.4

注:「i-子育てネット」とは、財団法人子ども未来財団が運営する広範な子育て関連情報をインターネットで提供しているホームページである。

6 市町村の公有財産の保育事業実施者への貸付け等の状況

市町村の公有財産の保育事業実施者への貸付け等により設置した私立保育所がある市町村数は349となっている。そのうち「土地の貸付け」を行っている市町村は334(95.7%)、「建物(普通財産)の貸付け」を行っている市町村は76(21.8%)、「学校等の目的外使用許可」を行っている市町村は11(3.2%)となっている(表11)。

また、市町村の公有財産の貸付け等により設置した私立保育所がない2,891市町村について今後の予定をみると「設置する予定なし」の市町村は2,662(92.1%)、「現在検討中」の市町村は188(6.5%)となっている(表12)。

表11 市町村の公有財産の貸付け等により設置した私立保育所がある市町村の貸付け等の種類別市町村数(複数回答)

平成14年10月1日現在				
	総数	貸付け等の種類		
		土地の貸付け	建物(普通財産)の貸付け	学校等の目的外使用許可
市町村数	349	334	76	11
割合(%)	100.0	95.7	21.8	3.2

表12 市町村の公有財産の貸付け等により設置した私立保育所がない市町村の今後の予定

平成14年10月1日現在				
	総数	今後の予定		
		今年度中・次年度以降設置する予定	現在検討中	設置する予定なし
市町村数	2,891	41	188	2,662
構成割合(%)	100.0	1.4	6.5	92.1

7 保育所の広域入所の状況

市町村の保育所の広域入所をみると、他の市町村に広域入所を委託している市町村数は2,239(69.1%)で、委託していない市町村は1,001(30.9%)となっている。委託していない1,001市町村についてその理由をみると、「申し込みがない」の市町村が838(25.9%)、「委託希望先の市町村に受け入れられない又は調整中」の市町村が71(2.2%)となっている(図6)。

また、保育所のある市町村のうち、他の市町村から広域入所を受託している市町村数は、2,090(67.8%)で、受託していない市町村は993(32.2%)となっている。受託していない993市町村の今後の予定をみると、「受託する予定あり」の市町村が372(12.1%)、「受託する予定なし」の市町村が621(20.1%)となっている(図7)。

図6 広域入所の委託の状況

平成14年10月1日現在

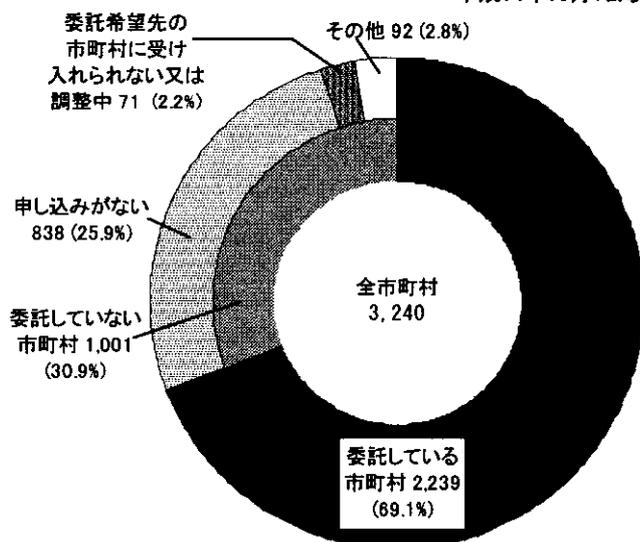
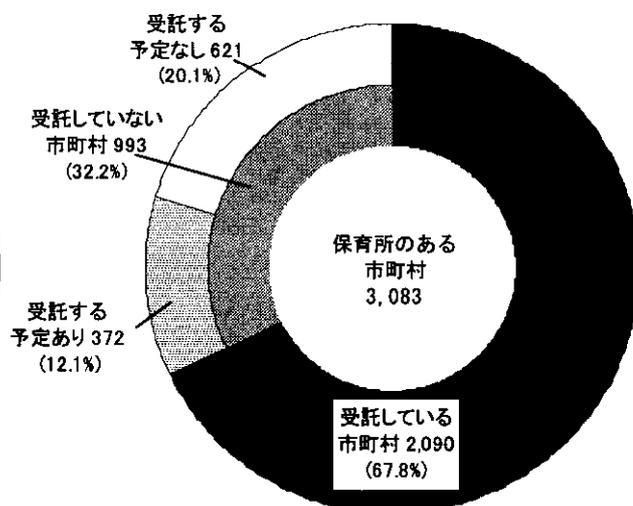


図7 広域入所の受託の状況

平成14年10月1日現在



保育所のある市町村の広域入所の委託・受託の状況をみると、他の市町村に広域入所を委託している市町村で、かつ、受託もしている市町村は1,861(60.4%)となっており、委託、受託ともしていない市町村は670(21.7%)となっている(表13)。

表13 保育所のある市町村の広域入所の委託・受託の状況

平成14年10月1日現在

	総数	市町村数	
		受託している	受託していない
総数	3,083	2,090	993
委託している	2,184	1,861	323
委託していない	899	229	670
構成割合(%)			
総数	100.0	67.8	32.2
委託している	70.8	60.4	10.5
委託していない	29.2	7.4	21.7